◇大阪府監察医事務所

第４回大阪府死因調査等あり方検討会

資料３-1

１．施設  
土地　　　705.55㎡　　建物　２階建て　のべ678,89㎡  
昭和36年築 平成2年 監察医事務所として改装  
平成19年度 耐震診断済

２．設備  
・解剖台２台＋ストレッチャー６台  
・排気　天井にHEPAフィルタ付換気扇２台  
　空気の流れは解剖台から天井に向けての流れ  
　※１０年間で5事例５人結核感染（発病無）あり  
・毒薬物化学検査機器  
　ガスクロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ他  
・病理組織検査機器  
　パラフィン溶融器、自動包埋装置、リトラトーム他

※検査の一部（インスリン、血中ミオグロビン、尿中ミオグロビン、CRP、HbA1c等）は外部委託で実施

３．職員体制

　１）所長　　　非常勤（平日９時から１２時）

　２）監察医　　非常勤４３名（所長含む）  
所属先(住所）大阪府内：１５名（法医学教室所属10名）  
　　　 　 近畿圏内：１１名（法医学教室所属　5名）  
　　　　　　その他　 ：１７名（長崎大学等１５施設）

　３）常勤職員　事務職３名　技術職６名（解剖助手１名、臨床検査技師５名）

４．解剖をする基準

　・検案した各監察医の判断による

５．解剖についての遺族からの承諾・遺族への説明

　・監察医解剖は、承諾を得る必要がないので、ご遺族の承諾は取っていない。解剖する旨は警察から連絡。

６．検体

　・監察医が必要と判断した場合、心臓血を採血し、－25度で全血保存（保存期間1年）

◇東京都監察医務院

１．施設（東京都文京区大塚4-21-18）

　土地　５,0２０.5７㎡　建物　５,５８４.4５㎡　平成２６年築

２．設備  
・解剖台6台（うち感染症解剖台1台）  
・換気：解剖室全体が陰圧室  
　空気は上から下に流れ、解剖台下のHEPAフィルターから排気  
・薬化学検査機器：  
　　ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析計、ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽｻﾝﾌﾟﾗｰ付きｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ、  
　　高速液体ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ　他

　　　・病理組織検査機器：  
ﾊﾟﾗﾌｨﾝﾌﾞﾛｯｸ作成装置、自動包埋装置、薄切用ﾐｸﾛﾄｰﾑ、  
自動染色機　他

３．職員体制

　１）所長　　　　常勤

　２）監察医　　　常勤12名（所長含む） 非常勤５７名

　３）常勤職員　　事務職11名　技術職(臨床検査技師)14名

　４）非常勤職員　事務職11名　技術職10名

　　　（臨床検査技師６名、診療放射線技師４名）

４．解剖の基準

　　解剖実施は検案した各監察医が判断し、検案調書に解剖が必要と判断した理由を記載。

５．解剖に対する遺族への説明と承諾

　　監察医補佐から解剖の必要性を説明し納得を得る。承諾が困難な場合、監察医が説明する。ただし、承諾の書面は取っていない。

６．血液保存

　　ほとんどの遺体で薬化学検査を実施するため血液を採取し、全血を6ヵ月間冷蔵保存。必要な場合は、血清を5年間-30度で冷凍保存する。

◇兵庫県監察医務室

１．施設　事務室（県立健康生活科学研究所別館内　神戸市兵庫区荒田町）  
剖検室（神戸大学医学部基礎学舎内　神戸市中央区楠町）

２．職員体制

　１）所長　　　　常勤

　２）監察医　　　常勤1名（所長含む） 非常勤14名

　３）非常勤職員　事務職３名　技術職８名（解剖補助員）

３．解剖の基準

　　自殺以外は原則解剖を実施。

４．解剖に対する遺族からの承諾

　　警察が遺族から承諾を得、その写しを監察医務室で保管。

５．血液保存

　　基本全例全血を１年間冷蔵保存し、必要と判断した場合血清・血漿を5年間-70～８０度で冷凍保存する。

◇愛知県死因調査研究会

１．施設　特に設置していない。

２．体制　県内4大学医学部の医学教室5名に委嘱

３．解剖の基準　全例解剖

　　自殺以外は原則解剖を実施。

４．解剖に対する遺族からの承諾の有無は県としては把握していない。

５．血液の保存については県としては把握していな

監察医制度を既に廃止した府県の状況

◇神奈川県

１．廃止年月日　平成27年3月末

２．検案体制  
各警察署の委嘱した警察医が実施  
監察医制度廃止後の横浜市内の検案は支障なく行われている。

３．検案後解剖が必要とされた場合の体制  
死因身元調査法による解剖として実施（Ｈ27年：558件）  
県内４大学（横浜市立大学、東海大学、北里大学、聖マリアンナ医科大学）の法医学教室で実施

◇京都府

１．廃止年月日　昭和60年7月

２．検案体制  
各警察署の委嘱した警察医が実施  
監察医制度廃止後の京都市内の検案は警察医会がしっかりしているため支障なく行われている。

３．検案後解剖が必要とされた場合の体制  
死因身元調査法による解剖として実施（Ｈ27年：10件）  
府内２大学（京都大学、京都医科大学）の法医学教室で実施

◇福岡県

１．廃止年月日　昭和60年7月

２．検案体制  
各警察署の委嘱した警察医および警察医以外にも検案できる臨床医（検案医）に検案を要請して実施しており、支障はない。

３．検案後解剖が必要とされた場合の体制  
死因身元調査法による解剖（Ｈ27年：48件）および承諾解剖  
県内４大学（九州大学、福岡大学、久留米大学、産業医科大学）の法医学教室で実施